

第1回変更計画

平成21年6月

うんなんしちく かつせいかけいかく こうりゅうそくしんしせつ
雲南市地区活性化計画(交流促進施設)

島根県雲南市

平成21年3月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	雲南市地区活性化計画
都道府県名	島根県
市町村名	雲南市
地区名	雲南市地区
計画期間	平成20年度～平成23年度

目 標 :

雲南市の地域資源である食を核にした『食と農』の拠点づくりとそれに関わる市民参画のネットワークを構築することで、地場産業の振興並びに農業体験メニューも含めた都市住民との地域間交流を実現し、もって地域活性化につなげることを目標とする。

○具体的な数値目標:

・交流人口の増加⇒交流人口を過去4年間(平成16～19年度)平均 約671,888人から、今後4年間(平成20～23年度)平均 677,500人(約0.83%)への増加を目指し、また、平成23年度の目標を705,000人とする。(「島根県観光動態調査」観光入込客数より)。

目標設定の考え方

地区の概要:

本市は、島根県の東部に位置し、松江市、出雲市に隣接し、南部は広島県に接する総面積553.4km²のまちであり、その大半を林野が占めている。交通環境は、山陰と山陽を結ぶ国道54号線と国道314号線が市内を通過し、陰陽を結ぶ交通の要衝となっている。現在、雲南市中心部を南北に貫く中国横断自動車道尾道松江線の整備が進んでおり、平成15年には三刀屋木次インターチェンジが開設された。今後市内2箇所目となるインターチェンジが南部の吉田町に整備されることになっている。公共交通機関ではJR木次線や市民バスなどがある。

雲南市内にはヤマタノオロチ伝説で知られる斐伊川が流れ、出雲神話の舞台として各地に神話や伝説、神楽などが伝承されており、39個の銅鐸が出土した加茂倉遺跡など多くの遺跡・古墳が発掘されている。また、山間部ではたたら製鉄や炭焼きが盛んに行われてきた。

雲南市の人口は年々減少し、国勢調査では平成12年46,232人、平成17年44,403人と5年間で約4%減少しており、このままの状態では減少すると10年後には4万人を下回ると推計されている。高齢化率は30%を超え、年々少子高齢化が顕著になっている。なお、平成16年11月1日に雲南市全体が過疎地域に指定されている。

産業では平成12年度しまねの市町村民経済計算による経済活動別総生産の内訳では、第1次産業2.8%、第2次産業33.3%、第3次産業67.0%となっており、業種別では製造業が最も高い割合を占めている。また、米や畜産、ぶどう、茶、葉ねぎ、ほうれん草、花き栽培など良質な農産物の生産、乳製品やワイン、味噌、餅など豊富な加工品が生産されているが、特に有機農業への全国的な先駆的取り組みが行われ、安心・安全な農作物の生産地として高い評価を得ている。さらに、こうした農作物の産直が市内で盛んに行われ、地産地消に地域ぐるみで取り組んでおり、また、関西圏を中心とした販路拡大も積極的に展開されている。

現状と課題

本活性化区域内は、中山間地域に位置する過疎地域であり、合併により広大な面積となり、人口密度は80.2人/km²と非常に低い状況である。人口減少は30年近く前から続いており、減少率も過去10年で大きくなっている。推計では今後10年間でさらに10%以上減少し、4万人を下回るとされる。一方、高齢化率は上昇し続けており、平成17年で約30%であるが、今後更に上昇傾向が続くと推計され、コミュニティの維持も困難となり共同体としての機能が低下するいわゆる限界集落の発生する傾向にある。

これら定住人口の減少と高齢化の進行による地域コミュニティの崩壊は、地域経済の疲弊はもとより、税収の減、社会福祉支出の増により農山村地域における自治体の自立さえも困難となる可能性がある。

今後の展開方向等

今後は、平成18年度に策定した雲南市総合計画に基づき、地域資源と人材を活かした、市民との協働によるまちづくりを進め、『生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくり』を実践していく必要がある。

雲南市では地域住民自らの手で結成した地域自主組織が44地区で組織化され、地域活力を増進するコミュニティの活性化が図られつつあり、この活動を産業振興など大きな力につなげるためには、雲南市が本来持っている地域資源を活用し、有機的に連携させる付加価値をつけることで、雲南ブランドの魅力を最大限発揮していく必要がある。こうした考えに基づき、上記課題の解決に取り組むものとする。

本活性化計画は、雲南の「食と農」の魅力を活かすための交流拠点整備を進めるものである。尾原ダム建設に伴う農産物直売所・地域食材提供施設(農家レストラン)整備、湯村温泉の廃屋改修による交流施設整備、旧入間小学校の廃校改修による交流施設整備など雲南市ならではの食を味わうことのできる交流拠点づくりを進めるとともにアクティビティを強化するための農業体験・乗馬体験施設整備、更には既存の拠点施設との連携を図ることによって、地域間交流の促進や地域農産物の販売額増加を目指し、農山村地域の安定的で持続可能な社会の構築に向け事業展開していくこととする。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
雲南市	雲南市地区	地域資源活用総合交流促進施設(農林水産物直売、食材提供供給施設)	雲南市	有	ハ	
〃	〃	地域資源活用総合交流促進施設(廃校・廃屋等改修交流施設)	楽々会 (農業者で組織する団体)	〃	〃	
〃	〃	自然環境等活用交流学習施設(教養文化・知識習得施設)	雲南市	〃	〃	
〃	〃	地域資源活用総合交流促進施設(廃校・廃屋等改修交流施設)	雲南市	〃	〃	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当なし			

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
		該当なし		

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当なし

3 活性化計画の区域

雲南市地区(島根県雲南市)	区域面積	54,977ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係： 当該地域の区域面積54,977haのうち農林地面積は、47,022haで約97%をしめ、総世帯数12,956世帯の39%(4,993世帯)が農家であり、総人口44,403人の35%(15,694人)が農家人口となっている(2005年農林業センサス、国勢調査より)。		
②法第3条第2号関係： 人口の減少(H12⇒H17 4.3%減)、高齢化率(31.4%)から見て、地域の活性化のためには、地域間交流の促進を図ることが必要である。総合計画でも農業の6次産業化を優先施策とし、交流活動を推進しており整合性がとれている。		
③法第3条第3号関係： 当該地域の区域面積には、市街地を形成している区域(363ha)を含んでいない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

該当なし

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

評価については島根県が実施する観光動態調査の数値を基に雲南市が毎年実施している行政評価において検証を行い、評価結果をもとに改善を図っていく。

なお、観光動態調査の期間は暦年となっているため、暦年での評価を行う。